

八尾市立病院ボランティア活動要綱

(総則)

第1条 八尾市立病院（以下「病院」という）におけるボランティア活動については、この要綱の定めるところにより、適正かつ円滑に実施するものとする。

(定義)

第2条 この要綱でいうボランティアとは、病院において自らの自由意志に基づき、無報酬で次条に規定する活動に従事する者をいう。

(活動範囲)

第3条 ボランティアが従事する活動範囲は次のとおりとする。

- (1) 院内の入院・外来患者等に対する各種援護活動。ただし、病院職員によって提供されるべき基本的な医療活動は除く。
- (2) 院内のボランティア活動に関する事務。
- (3) 病院長が特に必要と認める事項。

(ボランティアの登録)

第4条 病院長は、病院においてボランティア活動を行おうとする者に対して、病院ボランティア登録申込書（第1号様式）を提出させなければならない。

2 病院長は、前項の規定により申込書を提出した者のうち、病院においてボランティア活動を行うことが適当と認める者については、ボランティア活動に関する合意書(第2号様式)を締結し、病院のボランティアとして登録するものとする。

(健康診断)

第5条 病院長は、前条第1項のボランティア登録申込書を提出した者に対し、健康診断を受けさせるものとする。なお、健康診断料については病院の負担とする。

(ボランティア保険)

第6条 病院は、ボランティア活動中に発生する事故の補償のために、ボランティア保険に加入するものとする。

ただし、第3条に規定する病院が認める活動の範囲に限るものとし、ボランティア会が行う自主的な活動に係る保険料については、ボランティアが負担するものとする。

(部屋・ユニホーム・名札・セキュリティカードの貸与)

第7条 病院は、ボランティア活動を行う者に対し、活動に必要な部屋・ユニホーム・名札・セキュリティカードを貸与する。

2 ユニホーム及び名札は、個人管理とし、ボランティア登録を取り消されたときに返却するものとする。

3 セキュリティカードは、その都度、来院時に時間外受付にて手続きをして、当日カードを借用する。カードは、必ず時間外受付に返却したうえで帰宅するものとする。

ただし、紛失した場合には、実費負担にて弁償とする。(3,000円)

(オリエンテーションの実施)

第8条 病院は、新規登録者に対し、必要なオリエンテーションを実施するものとする。

(調整担当)

第9条 病院長は、院内におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受け入れとボランティアとの調整及び院内調整を担当する者を、あらかじめ指名しておくものとする。

(ボランティアの責務)

第10条 ボランティアは、第4条第2項に規定するボランティア活動に関する合意書に記載された事項を遵守するとともに、病院職員の指示に従うものとする。

2 ボランティアは、活動により知り得た患者等の診療情報などの個人情報並びに病院事業に係る企業情報等について、漏洩や滅失、毀損、紛失等を行ってはならない。登録抹消後においても、同様の取り扱いとする。

(登録の取消し及び変更、抹消)

第11条 病院長は、病院においてボランティア活動を行うことが適当でないと判断した者に対し、その登録を取り消すことができるものとする。

2 ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、調整担当者に届けるものとする。

(意見交換等)

第12条 病院は、ボランティア活動の円滑化を図るため、定期的又は必要に応じて、ボランティアとの意見交換に努めるものとする。

(表彰)

第13条 病院長は、ボランティアに対して、感謝状等の表彰を行うことができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、病院長が決定する。

附 則 この要綱は平成23年11月1日から施行する。